

令和6年度 介護職員等によるたんの吸引等研修事業（第一号研修・第二号研修） 業務委託仕様書

本仕様書は、徳島県が「令和6年度介護職員等によるたんの吸引等研修事業（第一号研修・第二号研修）」を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

この研修は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）附則第3条に定める「介護の業務に従事する者」に対して、同法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「規則」という。）附則第4条表中「第一号研修」及び「第二号研修」に係る規則別表第一及び第二に定める「基本研修」、「実地研修」及び本研修に係る指導者を養成する「指導者養成伝達講習会」を実施することにより、法附則第3条に定める「認定特定行為業務従事者」となるのに必要な知識及び技能を修得させることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託料上限額

8,640,000円（消費税及び特別地方消費税を含む。）

4 委託業務の内容

（1）「研修実施委員会」の設置及び運営

① 構成員

研修実施委員会（以下「委員会」という。）は、研修担当責任者1人、研修講師2人、県長寿いきがい課1名を含む4名以上で構成することとする。ただし、委員会の構成員には、医師及び看護師をそれぞれ1名以上含むものとする。また、委託者である徳島県は必要に応じて委員会に出席できるものとする。

② 委員会で決定すべき事項

ア 研修実施計画の策定

（ア）研修実施計画は、研修実施日程、研修実施場所、研修委託の有無、研修講師数、研修教材等調達方法、資金計画、修得程度審査方法その他当該研修に関し必要な事項等を含むものであること。

（イ）研修実施計画の策定については、委員会の構成委員のほかに、当該研修に関与する経理担当者等必要な者についても適宜参画させること。

（ウ）策定した研修実施計画については、研修実施主体における組織的な承認を得るとともに、より適切妥当な研修実施に資するよう、適宜、見直しや検証を行うよう努めること。

イ 研修教材の選定

研修教材については、以下に示す教材等を参考とし、委員会において選定を行うこと。

(ア) 研修テキスト

- a 「訪問看護と訪問介護の連携によるサービス提供のあり方に関する研究調査事業～介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修カリキュラム等策定に関する研究事業～」(平成23年度老人保健健康増進等事業、実施主体：(社)全国訪問看護事業協会)において作成した『介護職員によるたんの吸引等の研修テキスト』
- b 「介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」((社)全国訪問看護事業協会編集中央法規出版(株)発行)
- (イ) 介護職員等喀痰吸引等指示書(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第2号厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官通知)別添1別紙様式34)
- (ウ) 喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書(「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡。以下「事務連絡」という。)別添様式1)
- (エ) 喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書(事務連絡別添様式2)
- (オ) 喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書(事務連絡別添様式3)
- (カ) 喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハット・アクシデント報告書(事務連絡別添様式4)

ウ 研修講師の選定

研修講師については、研修委員会において公正・中立な選定を行うこと。

- (ア) 原則として、講師は医師、保健師、助産師及び看護師であること。

ただし、基本研修(講義)のうち、大項目「人間と社会」及び「保健医療制度とチーム医療」に含まれる科目については、当該科目について相当の学識経験を有する者を講師とすることができるものとする。

- (イ) 講師は、次のいずれかに該当する者であること。

- a 厚生労働省が実施した平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象)指導者講習を受講した者
- b 厚生労働省が実施した平成24年度喀痰吸引等指導者講習(第1号、第2号研修指導者分)を受講した者
- c 徳島県が実施した平成23年度から令和5年度までの介護職員等によるたんの吸引等研修事業(第一号研修・第二号研修)指導者養成伝達講習会を受講した者
- d 経歴、現在の職務等に鑑み a から c の研修を受講した者と同等の能力を有すると認められる者

- (ウ) 研修講師候補者については、履歴等を提出させ、講師要件との整合性や適性等につき、十分な審査を行うこととし、適宜、当該研修講師候補者への面接、ヒアリング等についても行うよう努めること。

なお、研修講師候補者に提出させる履歴については、「喀痰吸引等研修研修講師履歴書」(「喀痰吸引等研修実施要綱について」(平成24年3月30日社援発0330第

43号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。)別添1「喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について」別紙3)を参考とし行うこと。

(工) 委託者である徳島県は、受託者の求めに応じて、研修の講師選定に必要な情報を提供するものとする。

エ 筆記試験の実施(事務規程の作成、問題の作成、採点、合否判定等)

(ア) 基本研修(講義)における修得程度の審査(知識の定着の確認)として行われる筆記試験については、委員会において事務規程等の取り決めを策定するとともに、当該筆記試験問題の作成、筆記試験の実施、採点、合否判定等の実施事務について責務を担うものであること。なお、事務規程の整備においては、「筆記試験事務規程(参考例)」(局長通知別添1「喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について」別紙4)を参考とし行うこと。

(イ) 筆記試験問題の作成は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」(局長通知別添2)に従って行うこと。

(ウ) 筆記試験の採点は、確実な方法により行うこと。

(エ) 合否判定については、総正解率が9割以上の者を合格とすること。

また、筆記試験の総正解率が9割未満の者については、委員会において取扱方針を定めておくこと。

オ その他委託業務の実施に必要な事項

③ その他

委員会で決定した事項については、委託者に報告し、委託者の承認を得た上で実施するものとする。

(2)「指導者養成伝達講習会」の実施

① 定員

100名程度で県で受講決定した人数

② 研修対象者

次のいずれかを満たす医師、保健師、助産師又は看護師

ア 講習終了後に、県又は県内の登録研修機関が実施する介護職員等によるたんの吸引等研修(第一号研修・第二号研修)において、研修講師として協力することが可能な医師、保健師、助産師又は看護師(准看護師を除く)(以下「看護師等」という。)であって、臨床等での実務経験を3年以上有する者

イ 自らが勤務する施設等における介護職員等が、徳島県が実施する介護職員等によるたんの吸引等研修(第一号研修・第二号研修)の受講申込み予定であり、かつ実地研修の指導者となる予定の看護師等。

③ 研修課程

「平成24年喀痰吸引等指導者講習(第一号、第二号研修指導者分)の開催について」(平成24年5月18日社援基発0518第1号社会・援護局福祉基盤課長通知)に基づき実施された講習と同等の内容の講習を実施すること。

④ 研修日程等

「基本研修」及び「実地研修」に要する期間を考慮しつつ、研修受講者の多くが現従

事者（現に看護等の業務に従事している者）であること等の状況に鑑み、受講者が参加しやすい場所、日程とすること。

⑤ その他

ア 当該講習の修了者について、修了年月日、氏名、生年月日、その他必要事項を記載した名簿を作成し、当該講習の終了後速やかに県に提出すること。

イ 研修の運営に当たって、研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握すること。

ウ 研修の全課程を修了した受講者に対し、修了証書を交付すること。

エ 研修会場の確保、講師の選定及び依頼、講師等への謝金の支払いその他研修の運営に関する事は全て受託者が行うこと。

(3)「基本研修」の実施及び評価

① 定員

200名程度で県で受講決定した人数

② 研修対象者

原則として、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム、短期入所生活介護、通所介護事業所、訪問介護事業所、障害者（児）施設等（医療施設を除く）等に就業している介護職員等

③ 研修課程

ア 講義

（ア）規則別表第一及び第二の研修内容及び時間を満たす講義を実施すること。

（イ）講義の修得状況の確認については、筆記試験問題によって行うこと。

（ウ）筆記試験の実施については、委員会で策定した事務規程等に基づき行うこと。

イ 演習

（ア）たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）について、規則別表第一及び第二の演習を実施すること。

（イ）演習の実施に当たっては、シミュレーター（喀痰吸引用モデル、経管栄養用モデル）、たんの吸引器、その他研修に必要な機器を用いること。

※ 基本研修（演習）で用いるシミュレーターについては、県が所有するものは貸し出しできるものとする（各3台まで貸出可能）。ただし、輸送費用については、委託料に含むものとする。

（ウ）基本研修（演習）の評価判定は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」（局長通知別添2）に基づいて行うこと。

④ 研修日程等

「実地研修」に要する期間及び「指導看護師養成研修」による指導看護師の養成状況を考慮しつつ、研修受講者の多くが現従事者（現に介護等の業務に従事している者）であること等の状況に鑑み、受講者が参加しやすい場所、日程とすること。

⑤ その他

ア 研修の運営に当たって、研修の出席状況、筆記試験の結果及び基本研修（演習）の

評価等研修受講者に関する状況を確実に把握すること。

イ 基本研修（講義）は集合的な研修で差し支えないが、基本研修（演習）については少人数のグループを編成して実施すること。

ウ 研修会場の確保、講師の選定及び依頼、講師等への謝金の支払いその他研修の運営に関する事は全て受託者が行うこと。

(4) 「実地研修」の実施結果の確認及び修了証の発行

実地研修は、原則として受講者の所属する施設において実施するが、受託者は実施結果を確認して全ての研修を修了した者に対し修了証を発行すること。

5 業務完了報告

業務が完了したときその他業務の進捗状況にあわせて委託者に報告を行うものとする。

なお、受講者数が予定者数（指導者養成講習会100名、基本研修200名）を下回った場合には、委託料を減額することがある。

6 その他

(1) 受託者は、「喀痰吸引等研修実施要綱」（局長通知）を遵守するとともに、その他業務の実施に際し疑義が生じた場合には、その都度県と協議し決定するものとする。

(2) 受託者は、本事業を実施するに当たり、事故や業務実施上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡するものとする。

(3) 受託者は、本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び別添「個人情報特記事項」を遵守すること。

(4) 受託者は、会計帳簿、決算書類等の整備及び適正な経理処理を行うこと。